

三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）

事業者選考基準

令和8年7月

大分市上下水道局

目 次

1. 事業者選考基準の位置づけ	1
2. 事業者選考の概要	1
(1) 事業者選考の方式	1
(2) 事業者選考の方法	1
(3) 事業者選考の体制	1
3. 受託候補者選考の手順	2
(1) 優先交渉権者決定までの手順	2
(2) 応募資格の審査	3
(3) 提案書の確認	3
(4) 提案内容の審査	3
(5) 優先交渉権者の決定	7
(6) 基本協定の締結	7
(7) 審査項目採点シート	8

1 事業者選考基準の位置づけ

三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）事業者選考基準（以下「事業者選考基準」という。）は、大分市上下水道局（以下「局」という。）が三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）（以下「本事業」という。）の実施にあたって、事業者を選考するための方式及び評価基準等を示すものである。

2 事業者選考の概要

（1）事業者選考の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計・施工監理及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選考にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

（2）事業者選考の方法

事業者の選考は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

（3）事業者選考の体制

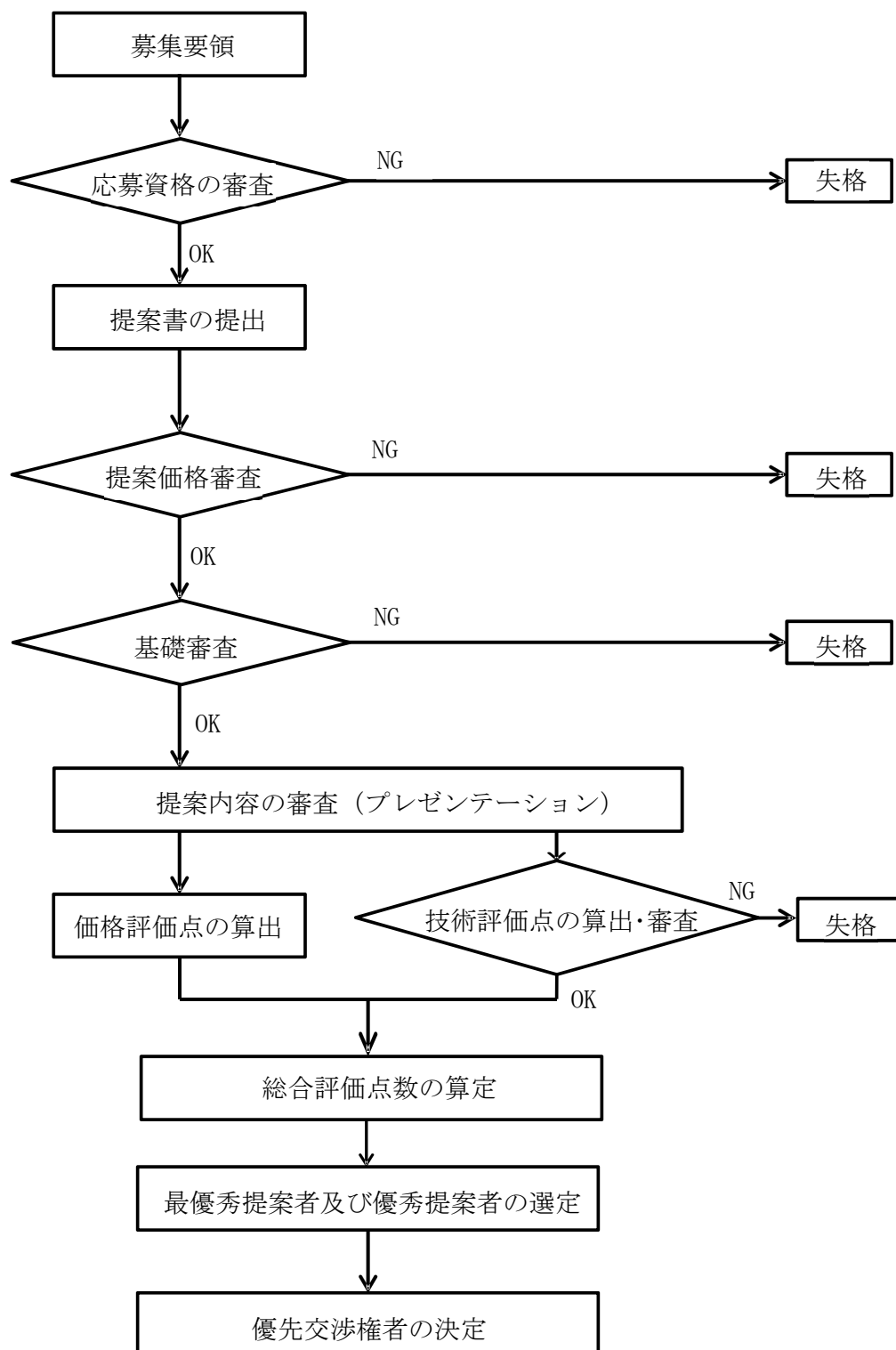
提案内容の審査にあたっては、局が設置した学識経験者等で構成される三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）受託候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、公平性・透明性を確保し審査を行う。

選考委員会 委員

氏 名	所 属 名
帆秋 利洋	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 前教授
林 勇貴	国立大学法人 大分大学 経済学部 総合経済学科 准教授
衛藤 興憲	上下水道部長
浜田 元一郎	上下水道部下水道整備課長
佐藤 愛彦	上下水道部経営企画課長

3 受託候補者選考の手順

(1) 優先交渉権者決定までの手順は、次の通りとする。



※応募者全員の失格等で優先交渉権者が決定しない場合、募集要領等の変更の可否について検討を実施する。変更が可能であれば、事業範囲を含む募集要領等の修正を行い、再度募集要領を公表する。

(2) 応募資格の審査

ア 応募資格の審査

① 応募資格審査書類の審査

局は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

② 応募資格要件の審査

局は、応募者が募集要領に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要領の各項目

③ 応募資格審査結果の通知

局は、応募資格審査の結果を応募者の代表構成員に郵送で通知する。

(3) 提案書の確認

局は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

(4) 提案内容の審査

ア 提案内容の審査

① 提案価格の審査

局は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。

見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

② 基礎審査

局は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を行う。

提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

③ 審査結果の通知

局は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表構成員へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

④ 提案内容の審査

選考委員会は、応募者ごとのプレゼンテーションを受け、提案内容の審査を行う。

⑤ 技術評価審査

技術提案の審査においては、応募者が提出した提案内容に対して評価項目及び配点に基づき得点化（以下「技術評価点」という。）を実施する。

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

表 3-1 評価項目

大項目	中項目		様式番号	点数配分	
《1》企業の実績	<1>	設計企業の実績	様式4-1	4点	10点
	<2>	設計企業の実績（推進工）※	様式4-1	1点	
	<3>	建設企業の実績	様式4-2	4点	
	<4>	建設企業の実績（推進工）※	様式4-2	1点	
《2》施工概要	<1>	事業実施体制	様式4-3	8点	24点
	<2>	工期の確実性	様式4-4	8点	
	<3>	近隣住民への対応	様式4-5	8点	
《3》設計・施工	<1>	設計の考え方	様式4-6	10点	30点
	<2>	施工計画	様式4-7	10点	
	<3>	工事の確実性	様式4-8	10点	
《4》公共下水道の普及促進	<1>	公共ます設置率向上のための対策	様式4-9	10点	10点
《5》緊急時の対応	<1>	緊急事態発生時の対応	様式4-10	6点	6点
小計				80点	
《6》費用	<1>	提案価格	様式3-2	20点	
小計				20点	
合計				100点	

※本管の推進工事に限るものとする。取付管推進工事は含まない。

＜ 審査及び評価の基準 ＞

業務提案を総合的に評価するため、応募者の業務実施能力を評価する「企業の実績」4項目、「施工概要」3項目、「設計・施工」3項目、「公共下水道の普及促進」、「緊急時の対応」、「費用」各1項目の合計13項目について評価を行う。

評価は中項目ごとに行い、各項目の評価点の合計を総合評価点とする。

なお、評価は以下の要領で行う。

《1》企業の実績

<1> <2> 設計企業の実績（様式4-1）

平成28年度以降において受注した下水道管路施設の設計業務を完了した実績件数により設計の信頼性について評価を行う。また、推進工による実績についても評価を行う。

〈3〉〈4〉 建設企業の実績（様式4-2）

下水道管渠の工事を完了した実績件数により施工の信頼性について評価を行う。また、推進工による実績についても評価を行う。

《2》施工概要1

〈1〉 事業実施体制（様式4-3）

事業実施体制は、施工事業の標準的期間を63ヶ月（R14.3）とし、以下の項目を重視し評価を行う。

- ・民間事業者の技術力や創意工夫により実施可能な事業期間短縮等
- ・事業の早期完了を可能とする企業グループ間の協力体制等

〈2〉 工期の確実性（様式4-4）

事業実施体制（様式4-3）に示す工期について、確実に施工を終えるため以下の項目を重視し評価を行う。

- ・設計/施工/施工監理の各視点で明確化された考慮事項
- ・提案の工期を可能とするため、企業グループの施工体制や配置人員の考え方

〈3〉 近隣住民への対応（様式4-5）

施工時における交通障害や騒音・振動などを考慮した上で、近隣住民への配慮や、通学路の安全対策、周辺環境への配慮など以下の項目を重視し評価を行う。

- ・施工中の安全対策
- ・住民説明等工事に対する理解への工夫

《3》設計・施工

〈1〉 設計の考え方（様式4-6）

対象区域の設計を行う手順、設計工期について評価を行う。

評価の方法は、標準的必要期間を24ヶ月（R11.3）とし、これより短縮期間となるものを以下の項目を重視し評価を行う。

- ・民間事業者の技術力や創意工夫により、実施可能な設計期間の短縮化
- ・設計業務の部分成果による早期着手
- ・設計業務における局との関わり方
- ・設計を行う上での建設企業グループとの関わり方

〈2〉 施工計画（様式4-7）

局では、従来の開削工法では近隣住民への配慮を基本とし、振動や騒音などの対策や、家屋等への被害の軽減を図る観点から日々復旧による施工としている。

本対象区域の特性を理解した施工手順と方法について以下の項目を重視し評価を行う。

- ・日々復旧に限らず民間事業者の創意工夫による手法での施工が考えられる場合は近隣住民への十分な配慮

〈3〉 工事の確実性（様式4-8）

工事において困難が想定される区間とその対策方法、その他工事を確実に終えるために配慮された事項について以下の項目を重視し評価を行う。

- ・施工難易度が高い区間の選定理由

- ・地区内の交通量が最も多い路線での工事の進め方
(近隣工事区間との関連性、適正な交通誘導員の配置)
- ・想定されるトラブル等(事前、施工中の対策)

《4》公共下水道の普及促進

〈1〉公共ます設置率向上のための対策(様式4-9)

局では経営方針を策定し、下水道の整備促進を図っているところである。

このような中で公共ます設置率向上に対する具体的、かつ実行性のある方策について以下の項目を重視し評価を行う。

- ・具体的な設置数や率についての目標と実現に向けての方策
- ・局側が予定している住民への事前説明を補完する設計・工事における各企業グループの協力体制

《5》緊急時の対応

〈1〉緊急事態発生時の対応(様式4-10)

事故や災害など緊急事態発生時の対応を以下の項目を重視し評価を行う。

- ・災害時及び不測の事態における対応
- ・緊急時の体制(事故発生時の対応手順／連絡・通報フロー)の構築

《6》費用

〈1〉提案価格(様式3-2)

提案価格の適正化及び経済性の評価を行う。

- ・価格の妥当性及び積算の根拠となる検討事項等の内容
- ・価格評価点 = $20 \text{ 点} \times (\text{最低提案額(税抜)} \div \text{応募者の提案価格(税抜)})$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

また、提案価格の算出根拠を示す見積書(様式3-3)を提出すること。

(様式は問わない。)

⑥ 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり5段階の評価を行い得点化する。

なお、技術評価点は、小数点第1位までを求める。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.80
標準的である	C	配点×0.50
不十分である	D	配点×0.20
上記以外である	E	配点×0.00

※ 技術評価における妥当性の判断基準を技術評価点(80点満点)の60%以上とし、この判断基準に満たない場合は失格とする。

イ 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

① 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（１００点満点）を算出する。

② 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点が同点のときは、技術評価点が最も高い応募者を選定する。

（５）優先交渉権者の決定

大分市上下水道事業管理者は、選考委員会の審査結果の報告をもとに、優先交渉権者を決定する。

（６）基本協定の締結

局は、別添「三佐地区公共下水道整備事業（第３エリア）基本協定書（案）」のとおり、優先交渉権と基本協定を締結する。

ただし、優先交渉権者と基本協定の締結に至らなかった場合は、優秀提案者と基本協定を締結する。

（７）審査項目採点シート

別紙

■審査項目採点シート

【別紙】

評価項目		評価内容	配点				評価基準
大項目	中項目						
《1》企業の実績	〈1〉〈2〉設計企業の実績	同種業務の設計実績数により、設計の信頼性を評価します。 上記項目において推進工の設計実績を評価します。	10	4	A	4.0	5件以上の実績がある。
					B	3.2	4件の実績がある。
					C	2.0	3件の実績がある。
					D	0.8	2件の実績がある。
					E	0.0	1件の実績がある。
	〈3〉〈4〉建設企業の実績	同種工事の施工実績数により、施工の信頼性を評価します。 上記項目において推進工の施工実績を評価します。		1		1.0	1件以上の実績がある。
				4	A	4.0	5件以上の実績がある。
					B	3.2	4件の実績がある。
					C	2.0	3件の実績がある。
					D	0.8	2件の実績がある。
		E	0.0	1件の実績がある。			
		1		1.0	1件以上の実績がある。		
小計							
《2》施工概要	〈1〉事業実施体制	事業実施体制は、施工事業の標準的期間63ヶ月(R14.3)とし、これにより短縮期間となるものを評価します。	24	8	A	8.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	6.4	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	4.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	1.6	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
	〈2〉工期の確実性	事業実施体制(様式4-3)に示す工期について、確実に施工を終えるための事項について評価します。		8	A	8.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	6.4	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	4.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	1.6	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
	〈3〉近隣住民への対応	施工時における交通障害や騒音・振動などを考慮した上で、近隣住民への配慮や、通学路の安全対策、周辺環境への配慮などの事項を評価します。近隣住民への対応について評価します。		8	A	8.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	6.4	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	4.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	1.6	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
小計							
《3》設計・施工	〈1〉設計の考え方	対象区域の設計を行う手順、設計工期について評価します。 評価の方法は、標準的必要期間を24ヶ月(R11.3)とし、これより短縮期間となるものを評価します。	30	10	A	10.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	8.0	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	5.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	2.0	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
	〈2〉施工計画	局では、従来の開削工法では近隣住民への配慮を基本とし、振動や騒音などの対策や、家屋等への被害の軽減を図る観点から日々復旧による施工としています。 本対象区域の特性を理解した施工手順と方法について評価します。		10	A	10.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	8.0	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	5.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	2.0	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
	〈3〉工事の確実性	工事において困難が想定される区間とその対策方法、その他工事を確実に終えるために配慮された事項について評価します。		10	A	10.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	8.0	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	5.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	2.0	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
小計							
《4》公共下水道の普及促進	〈1〉公共ます設置率向上のための対策	局では経営方針を策定し、下水道整備促進を図っているところがあります。 このような中で公共ます設置率向上に対する具体的、かつ実行性のある方策について評価します。	10	10	A	10.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	8.0	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	5.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	2.0	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
小計							
《5》緊急時の対応	〈1〉緊急事態発生時の対応	事故や災害など緊急事態発生時の対応などの事項を評価します。	6	6	A	6.0	提案内容が具体的であり、特に優れている内容である。
					B	4.8	提案内容が具体的であり、優れている内容である。
					C	3.0	提案内容が具体的であるが、標準的である。
					D	1.2	提案内容が具体的であるが、やや劣っている。
					E	0.0	上記以外(具体性に欠くなど)
小計							
中計							
《6》費用	〈1〉提案価格	提案価格の適正化及び、経済性を評価する。	20	20			
					小計		
合計			100				